

歯科医療提供体制構築推進・支援事業実施要綱

1 目的

この事業は、各地域の状況に応じた歯科医療施策が実効的に進められるよう、都道府県が地域の実情に応じた歯科医療提供体制の構築に係る政策的な事業を行うことを目的とする。

2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、次のものとする。

但し、以下に示す「3 事業内容」の（1）については、アのみとする。

ア 都道府県

イ 市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。)

ウ 社会福祉法人、特定非営利活動法人、社団法人、財団法人、医療法人、学校法人、大学法人、国公立及び私立大学、その他厚生労働大臣が認めた法人等(法人格を有する団体であること)

3 事業内容

この事業の内容は、（1）及び（2）の事業とする。

（1）歯科医療提供体制構築推進事業

① 歯科医療提供体制等構築推進等委員会

地域の歯科保健・医療関係者等が参画する会議を開催し、把握した歯科保健・医療の提供体制(提供施設・従事者)及び地域住民の状況に基づき、現在及び将来の課題を抽出・検討し、推進方策及び推進に資する事業等の検討を行う。構成委員には歯科保健・医療サービスを利用する立場にある者を含めた委員構成とすること。（委員の例：歯科医師、歯科衛生士、医療関係者、母子保健関係者、学校保健関係者、産業保健関係者、介護保険関係者、障害保健福祉関係者、行政、住民等）

なお、委員会にはワーキンググループ等を設定することができる。また、推進方策等の立案時には評価項目・目標達成時期を併せて設定し、目標に向けた推進方策の実施状況の評価とその改善を行うこと。

② 歯科保健医療提供体制の推進に資するための事業

地域の実情に応じて、歯科医療提供体制の構築に資するための事業を（1）①の検討等に基づき、PDCAサイクルに沿って行うものとする。ただし、都道

府県は適切な事業運営が確保できると認められる関係団体等に事業の全部又は一部を委託することができるものとする。

(2) 歯科医療提供体制構築支援事業

歯科医療提供体制の構築促進のため、各地域の課題解決に向けて実施する事業とする。但し、都道府県、市町村又は特別区（以下、「都道府県等」という。）が歯科医療提供体制構築のために、現在及び将来の課題を踏まえ検討された推進方策や推進に資する事業とする。

また、本事業を効果的に実施するために、地域の歯科医療関係者や都道府県等行政関係者と連携し、地域に展開・活用できるような体制で実施するとともに、PDCAサイクルに沿って行うものとする。

（事業のテーマ例）

- ① 歯科医療機関の機能分化・連携の推進
例：歯科医師確保対策、歯科医師育成支援
- ② 病院歯科等への役割の明確化
例：地域の歯科診療所との連携（後方支援機能）、リハビリテーション・口腔・栄養連携推進
- ③ 外来における医科歯科連携・多職種連携の推進
- ④ 障害児・者への歯科医療提供体制の構築
- ⑤ その他地域特性を踏まえた歯科医療提供体制構築に資するテーマ

4 補助条件

- （1）「3 事業内容」の（1）を行う際は、同項①に掲げる事業を実施すること。
- （2）従前の事業については、都道府県内での課題・目標が整理されている場合は、当該課題等を参考にして、実施することができる。
- （3）他の国庫補助事業に該当する事業については、この事業の対象とはしない。
- （4）「3 事業内容」の（1）については、交付要綱に定める交付申請のために必要な事業計画書とは別に別途定める様式にて、事業の計画内容を事業実施の当該年度 5月 31 日又は本実施要綱の改正日から起算して 2 月を経過した日のいずれか遅い日までに厚生労働省医政局歯科保健課あて電子媒体にて提出すること。

(5) 「3 事業内容」の(1)については、交付要綱に定める実績報告とは別に、別途定める様式にて、事業の実績内容を、事業実施の翌年度5月31日までに厚生労働省医政局歯科保健課あて電子媒体にて提出すること。その際、事業の内容等が記載された概略図も添付すること。なお、提出された事業の実績内容及び概略図は、厚生労働省ホームページ等で公表する場合がある。

(6) 「3 事業内容」の(2)については、交付要綱に定める実績報告とは別に、以下の通り、事業終了後に報告書（以下「成果物」という。）を提出すること。

① 成果物については、以下の構成により作成すること。

- (ア) 事業要旨(調査の概要をまとめたもの)
- (イ) 事業目的
- (ウ) 事業の実施内容（成果に至るプロセスを記入）
- (エ) 事業の結果
- (オ) 分析・考察
- (カ) 検討委員会等の実施状況

② 成果物は紙媒体（原則日本産業規格A列4番（以下、「A4」という。））で8部（正1部、副7部）作成し、令和8年3月31日までに厚生労働省医政局歯科保健課あて提出すること。

③ 成果物は、厚生労働省ホームページ等で公表する可能性があるため、紙媒体の他、電子媒体（Microsoft Word 2016、同 Excel 2016、同 PowerPoint 2016 以降で読み込み可能な形式及び PDF 形式で、原則 A4 で印刷されることを想定したフォントで作成するものとすること。）を CD-R 又は DVD-R 等に保存して提出すること。

④ 成果物とは別に、事業内容や成果等をスライド1～2枚でまとめた電子媒体（Microsoft Power Point 2016 以降で読み込み可能な形式及び PDF 形式で、原則 A4 で印刷されることを想定したフォントで作成するものとすること。）を CD-R 又は DVD-R 等に保存して、令和8年3月31日までに厚生労働省医政局歯科保健課あて提出すること。提出されたものは、厚生労働省ホームページ等で公表する可能性がある。